

<サービス利用料金(1日あたり)>

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費・日用品費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。

(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

平成30年4月支援法改定内容

重要事項添付資料(たいようの丘)

利用者の障害程度区分と 利用料(※4)	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
サービス利用料金(日額)	4,924円	7,743円	9,730円	10,605円	11,858円
うち市町村より代理受領する金額	4,431円	6,968円	8,757円	9,544円	10,672円
サービス利用に係る自己負担額(利用料の定率負担)	493円	775円	973円	1,061円	1,186円
食事に係る自己負担額	朝食:150円 / 昼食:200円 / 夕食:450円				
日用品費	3,000円				
光熱水費に係る自己負担額	12,000円				

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

(注)①に専門的な支援に係る利用料が加算されます

■ 福祉・介護職員処遇改善加算 7.4%